

昭和41年商業統計調査

指定統計 第23号

商業調査票甲

(法人商店および常時雇用従業者を使用している個人商店用)



市区町村番号 調査区番号

票番号 (市区町村単位) 票番 産業分類 規模

1 商店名および商店所在地 (電話 局 番) 番地

2 経営組織および資本金額 または出資金額

3 商店の本支店別

4 商店の開設年

5 売場面積 (単位平方メートル)

6 従業者数

7 年間の商品の仕入先別割合

備考

8 月間商品販売額 (昭和41年6月1日から6月30日までの1か月間)

Table with columns for 分類番号, 商品名, 年間商品販売額, 商品手持額

10 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

Table with columns for 業者別, 卸売業者への販売したもの, 小売業者への販売したもの, etc.

12 年間商品販売額の販売方法別割合

13 セルフサービス方式の採用の有無

14 営業経費

15 ボランタリーチェーン(任意連鎖店)組織加入の有無

1 この調査は統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。

裏面の記入注意をよく読んで記入してください。欄は市区町村で記入してください。欄は都道府県で記入してください。欄は記入しないでください。

調査員押印 市区町村職員押印

記入注意

一般事項

- 1 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りょうに記入してください。
- 2 調査票に記入する数字は、すべて1,2,3 などのように算用数字を使用し単位未満は四捨五入してください。ただし割合を記入する場合は、個々の割合について四捨五入し割合の合計が100%にならないときは、最も大きな割合を占めるものによって調整してください。
- 3 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときには、空欄としなで左上から右下に斜線を引いてください。しかし調査事項の一部に該当があって、他は余白となる場合は「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。
- 4 調査の期日に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

1 商店名および商店所在地

- (1) 法人組織の商店は略称でなく、正規の名称を記入してください。
- (2) 個人商店は原則として商号、屋号を記入してください。それがない場合には事業主の氏名を記入してください。
- (3) 一定の区画または建物内にあるときは、「〇〇市場内」、「〇〇ビル2階」のように付記してください。

4 商店の開設年

- (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。
- (2) 支店等の場合は、本店の開設年でなく、その支店が開設された年を記入してください。

5 売場面積

- (1) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入してください。
- (2) 売場面積には陳列だな、ショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路、および洗面所を含め、事務室、倉庫は除いてください。
- (3) 自己製の商品を販売している小売業者の場合は、商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めないでください。

6 従業者数

- (1) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (2) 昭和41年7月1日(または、これに最も近い給与締切日)現在の在籍者について記入してください。しかし長期欠勤者で1か月以上いかなる給与も受けていなかった者は、在籍者であっても含めません。
- (3) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてその店の業務に従事している者をいいます。
- (4) 「有給役員」とは、会社では社長、取締役、監査役などの重役、また団体では理事、監事など法人の役員であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。ただし重役、理事であっても一般の従業者と同じ給与規定によって給与を受けている者は「常時雇用従業者」に含めます。
- (5) 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めなで、または1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主

の家族であって給与を支払われている者もここにはいりません。また、臨時に雇われた者でも5月、6月にそれぞれ18日以上雇用し、または1月から6月までの6か月間において通算して60日以上雇用した者はここに含めます。

- (6) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。

7 年間の商品の仕入先別割合

- (1) 生産業者直営の支店、出張所等から仕入れた場合も「生産業者から」としてください。
- (2) 「自己製の商品」欄には、自企業他の事業所で製造した商品および原材料を下請工場などに支給して製造させた商品も含めてください。
- (3) 「国外から」の欄には、自分の名で通関手続きを取って商品を仕入れた場合に限って記入してください。
- (4) 中古品、くず物等を購入した場合は、「卸売業者、その他から」の欄に記入してください。

9 年間商品販売額および商品手持額

(1) 分類番号および商品名

イ 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を明記してください。

ロ 該当する商品名が2つ以上ある場合は、過去1か年間の販売額の多いものから順に記入し、販売額が少ない商品については総額の1割をこえない限度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入してもさしつかえありません。

ハ この分類表のどこに属するか不明のものは、その具体的な商品名(商標名でなく一般的な名称)と卸売か小売かの区別を書いてください。

年間商品販売額

イ 商品販売額は、つぎの事実があったときにその代金の全額を計上します。

イ 商品の代金全額を受け取ったとき、または販売の目的で商品を引き渡(発送)したとき。

ロ 他に販売を委託した商品は、受託者からその代金を受け取ったとき、または販売済みの通知があったとき。

ハ 商品券の販売額は、商品販売額に計上しないでその商品券で商品を引き渡したとき。

ニ 試用販売の場合は、代金の入金するとき。

ホ 船荷証券、貨物引換証および倉庫証券による販売の場合は、証券を裏書譲渡したとき。

ii) つぎの金額は商品販売額に含めます。

イ 商品売上の代理を行なっている場合および他から商品販売の委託を受けている場合は、その取扱額。ただし、割賦販売の場合を除きその代金がいったんその店の収入として入金しないときは商品販売に含めません。

ロ 家計用に自家消費した商品の代金。

ハ 同一企業内の本支店間または支店相互間で商品の移動が行なわれた場合。(各事業所間で仕切り価格を定めていないときは便宜仕入額を販売額とします。)

(3) 商品手持額

商品手持額は調査日(昭和41年7月1日)現在で、この店が販

売の目的で保有している手持商品の金額を記入してください。調査日現在によること困難な場合は、もよりの決算日現在によってもさしつかえありません。

(4) 年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合

商品売上の代理(受託品の卸売を含む。)を行なっている場合は、「年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合」欄にその総販売額中に占める割合を記入してください。

10 修理料、サービス料、仲立手数料の取入額

(1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行なっている場合、または商品売上の仲立を行なっている場合は、その手数料取入額を記入してください。

(2) 「業務内欄」には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

11 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

(1) この欄には、年間商品販売額のうち卸売金額について、その販売先別割合を記入してください。

(2) 「同一企業内事業所への移動」とは、同一企業に属する本支店間または支店相互間において取引されたものをいいます。

(3) 会社、官庁などの中にある直営の売店に販売した場合は、「小売業者へ販売したもの」の欄に記入してください。

(4) 「国外へ直接販売したもの」とは、直接外国に販売(自己の名で通関し輸出)したことをいい、輸出向の商品を輸出商あるいは国内の外人商社に販売したものは含めません。

14 営業経費

(1) 「営業経費」とは、商品仕入額を除いた一切の営業上の経費をいいます。

(2) 所得税、法人税、相続税、都道府県民税、市町村民税等は経費としませんが、事業用の土地、家屋にかかる固定資産税、自動車税、事業税、関税、物品税等は経費とします。

(3) 「給与額」とは、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者、臨時雇用の従業者等、その商店の従業者に対して支払ったか、または、支払われなければならない金額をいいます。なお現物給与は含めません。

(4) 「その他の営業経費」とは、商品仕入額および給与額を除く一切の営業上の経費をいいます。製造問屋、製造小売業の場合の原材料購入費、委託加工費は経費に含めません。

15 ボランタリーチェーン(任意連鎖店)組織加入の有無

(1) 「ボランタリーチェーン」とは、各地に散在する同一商品を取り扱う小売業者の集まりで、それぞれ独立した経営を保ちながら、商品の仕入れ、宣伝、広告あるいは配達などを共同して行ない、店舗陳列設計、店員教育、商品管理などを統一的行なうようにしようとするもので、つぎの4つの形態があります。

イ 資本および経営主体の独立している小売業者同志が協同組合またはその他の方法で自ら組織したもの。(小売主宰)

ロ 卸売業者が中心となって、資本および経営主体の独立している小売業者を組織化したもの。(卸主宰)

ハ 生産業者が中心となって、資本および経営主体の独立している小売業者を組織化したもの。(メーカー主宰)

ニ 卸売業者と小売業者が協同して主宰するもの。(その他)なお、「チェーン」の名称を用いていなくても、上記の機能と形態を有するものは、それについて記入してください。

(2) 2つ以上のチェーンに加入しているときは主とするもの1つについて記入してください。